

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

教育訓練経費について

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大3年分）に限られること。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費等も含むが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれないこと。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除く。）も教育訓練経費に含まれないこと。
- (3) 奨学金、現金等（有価証券等を含む。）や物品等の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用等を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となること。このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、当該入学料及び受講料の額から当該還元等に係る額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になること。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の実質的な還元等が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、専門実践教育訓練実施者が受講者に発行する、当該還元額が記載された「返還金明細書」の提出が必要であること。

受講と修了についての注意事項

- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該対象教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合のみ支給されるものであること。このため、本人以外の者が受講し、又は修了試験を受験した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されないこと。

試験についての注意事項

- (5) また、当該対象教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合にあっては、当該対象教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められないので、教育訓練給付金の支給を受けることはできないこと。

対象講座	標準1コース-A（夜コース）【指定講座番号：48218-201001-9】		
教育訓練実施者	株式会社データフォーシーズ	代表取締役	古本 孝
	東京都港区南麻布五丁目2番32号 興和広尾ビル	TEL	03-5422-6620
教育訓練施設長	和田 陽一郎		
販売代理店名	株式会社D4cアカデミー	代表取締役	古本 孝
	東京都港区南麻布五丁目2番32号 興和広尾ビル	TEL	03-5422-6929
問い合わせ窓口	東京校 拠点管理部 尾上 周作		
苦情窓口	東京校 坂本 唯史		